

# 介護保険と 福祉用具

加齢や疾病により身体の機能が低下した場合、車いすや電動ベッドなどの福祉用具を上手に活用することで、自立的な生活を行うことができます。

このパンフレットは、介護保険や身体障害者福祉法などの福祉用具に関する制度を紹介して、正しく利用して頂くために作成したものです。

〇〇市(町村)

# 介護保険で福祉用具がレンタル・購入できます

要介護認定又は要支援認定を受けた方が対象です。

介護サービス計画（ケアプラン）において必要とされる福祉用具が貸与（一部は購入）されます。

標準的な既製品の中から選択されます。

車いすなど一部の福祉用具には個人にあわせて調整できるものもあります。事前に介護支援専門員等にご相談下さい。

## □貸与（レンタル）の対象種目

1 車いす	2 車いす付属品	9 歩行器	10 歩行補助つえ
3 特殊寝台	4 特殊寝台付属品	5 じょく瘡予防用具	6 体位変換器
7 手すり	8 スロープ	11 痴呆性老人徘徊感知機器	12 移動リフト (つり具の部分を除く)

## □購入の対象種目

①腰掛便座	②特殊尿器	③入浴補助用具	④簡易浴槽
⑤移動リフトのつり具の部分			

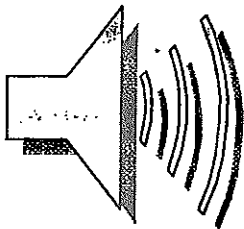
## 介護保険の対象品目のうち

**車いす・歩行器・歩行補助つえ**については  
身体障害者福祉法でも補装具として給付されます

身体障害者手帳を持っている  
方が対象です。

身体障害者更生相談所等の判定  
により必要があると判断された  
場合には車いすなどが補装具と  
して給付されます。

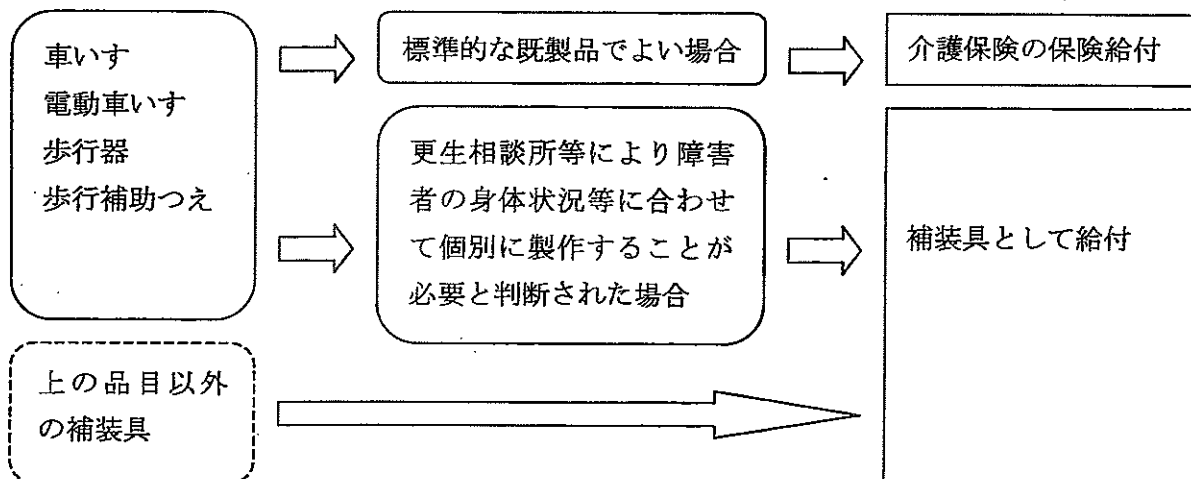
障害の状況により既製品  
を給付する場合と個別に  
製作されたものを給付す  
る場合があります。



## 車いす・歩行器・歩行補助つえは どちらの制度を利用する？

どちらにも該当する方（要介護者又は要支援者で、かつ身体障害者手帳を持っている方）は、「車いす」「歩行器」「歩行補助つえ」について標準的な既製品で対応できる場合は介護保険で福祉用具の貸与を受けます。

しかし、更生相談所等により障害者の身体状況等に合わせた個別に製作することが必要と判断された場合には、補装具として給付されます。



# 相談の窓口は？

## ○介護保険制度

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）

標準的な既製品では対応が困難な場合は、市町村の身体障害者福祉担当課が紹介されます

## ○補装具給付制度

市町村の身体障害者福祉担当課

個別に製作する必要があると思われる方は、身体障害者更生相談所等の判定により交付されます。

なお、標準的な既製品で対応できる場合は、介護保険の相談窓口が紹介されます。

# 適切な福祉用具を選ぶには

## チェックポイント

使う人の身体に合っていますか？

→ 小さすぎる又は大きすぎて使いづらい、痛みが生じるなど

本人や介護者が無理なく操作できますか？

→ 力が必要、操作方法が煩雑など

福祉用具を使用できる環境ですか？

→ 狭い、段差があるなど

このパンフレットに関するお問い合わせは

〇〇市（町村）〇〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇〇